

○長久手市環境審議会設置規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 12 号

注 平成 24 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長久手市環境基本条例(平成 12 年長久手町条例第 16 号)第 13 条の規定に基づき、長久手市環境審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べる。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要事項
- (2) 環境基本計画を策定及び変更するときの意見に関する事項
- (3) 環境調査等の結果に関する事項
- (4) その他環境の保全及び創造に関して、市長から意見を求められた事項

(委員)

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者の中から、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱又は再任を妨げるものではない。

2 任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行う。

(平 29 規則 24・一部改正)

(役員)

第 5 条 審議会に、会長と副会長を 1 人ずつ置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、審議会をまとめ、会議の議長となる。

3 副会長は、委員の互選によって定め、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、くらし文化部環境課において処理する。

(平 24 規則 13・平 25 規則 33・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 18 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 13 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 33 号)

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 24 号)

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。